

審 査 基 準

令和6年7月19日作成

| | |
|---------------|---|
| 法 令 名 : | 自動車の保管場所の確保等に関する法律 |
| 根 拠 条 項 : | 第4条第1項 |
| 処 分 の 概 要 : | 自動車の保管場所証明 |
| 原権者 (委任先) : | 警察署長 |
| 法 令 の 定 め : | 自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条(保管場所の確保) 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条(保管場所の要件)、第2条(保管場所の確保を証する書面等) 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第1条(保管場所の確保を証する書面の交付の申請の手続等)、第2条(保管場所の確保を証する通知の申請の手続等) |
| 審 査 基 準 : | (判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。) |
| 標 準 処 理 期 間 : | 1週間以内(行政庁の休日は含まない。) |
| 申 請 先 : | 申請書は、自動車の保管場所の位置を管轄する警察署の交通課(地域交通課)の窓口に提出してください。 |
| 問 い 合 わ せ 先 : | 交通部交通規制課企画係 (電話 095-820-0110 内線5171) 警察署交通課(地域交通課) (電話 内線) |
| 備 考 : | |